

東京都の暴力団排除対策及び準暴力団等への対処の連携に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）及び警視庁（以下「乙」という。）は、甲の事務事業からの暴力団排除対策、甲、乙及び公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター（以下「丙」という。）は、準暴力団等への対処の連携に関して、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲及び乙が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第7条に規定する甲の事務事業に係る暴力団排除措置を更に効果的に推進するとともに、甲、乙及び丙が、暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、これに属する者が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行っている集団及びこれに準ずる集団（以下「準暴力団等」という。）について、相互に連携して対処していくために必要な事項を定めることをもって、甲の事務事業の健全な発展と都民の安全で平穏な暮らしを確保することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定書において使用する用語は、条例第2条に定めるところによるものとする。

（規程の整備等）

- 第3条 甲は、条例第7条に規定する暴力団排除措置をより効果的なものにしようとする場合又は今後新たに暴力団排除措置を含めた各種対策（以下「排除措置等」という。）を講ずる必要が生じた場合は、必要な規程を整備することができる。
- 2 甲は、前項の規定により所要の規程を整備したときは、当該規程の写しを乙に送付するものとする。
 - 3 乙は、甲の事務事業に関して、暴力団関係者及び準暴力団等の関与が認められ、又は関与が予測されるときは、排除措置等を講ずるための規程の整備について、甲に求めることができる。

（照会及び回答）

第4条 甲は、条例第7条に規定する甲の事務事業において、相手方又は代理若しくは媒介をする者（以下「相手方等」という。）について暴力団関係者の疑いがあるとき又は乙が照会を特に必要とする事務事業であると認めるときは、相手方等が暴力団関係者か否か、別記様式第1号により、乙に照会するよう努めるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により照会があったときは、暴力団関係者に該当するか否かについて、別記様式第2号により、甲に回答するものとする。この場合において、乙は、照会対象者の該当性を判断するに当たって追加情報の必要性を認めたときは、甲に対して追加資料の提出等を求めることができる。
- 3 甲は、第1項の規定による照会で、特に緊急を要するときは、口頭による照会をすることができる。この場合において、甲は、事後速やかに別記様式第1号により照会書を乙に送付するものとする。
- 4 乙は、前項の規定により照会があったときは、口頭により回答を行うものとする。この場合において、乙は、事後速やかに別記様式第2号により回答書を甲に送付するものとする。

(通報)

第5条 乙は、次の各号に掲げる事実が判明したときは、別記様式第3号により、その内容を甲に通報し、必要な措置を求めることができる。

- 一 条例第7条に規定する甲の事務事業において、甲の相手方等が暴力団関係者に該当するとき。
- 二 条例第7条に規定する甲の事務事業によって、暴力団関係者の利益になると認められるとき。

(回答・通報の結果)

第6条 甲は、第4条第2項若しくは第4項の回答又は前条の通報を受けたものについては、その措置結果を別記様式第4号により、乙に通知するものとする。

(準暴力団等への対処)

第7条 甲、乙及び丙は、都民等の暴力団排除気運の更なる向上と併せて、準暴力団等は暴力団と同様に排除対策に力を入れなければならない対象であるとの共通認識の下、連携して広報啓発活動等各種施策を行うものとする。

- 2 甲、乙及び丙は、準暴力団等に関する具体的事案に対処するために必要があると認めるときは、事前に協議を行うことができる。
- 3 甲、乙及び丙は、前項に規定するもののほか、準暴力団等への対処を推進するに当たり、相互に必要な支援及び協力をするものとする。

(相互協力)

第8条 甲は、暴力団排除活動及び準暴力団等に対する各種対策を推進するに当たり、訴訟を提起することが予想され、若しくは訴訟を提起されたとき又は排除措置等の妨害を目的とする不法行為を受けるおそれがあると認めるときは、乙に対して支援

及び協力を求めることができる。

2 乙は、前項の規定による求めがあったときは、甲に対して必要な支援及び協力を
行うものとする。

(情報の管理)

第9条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他
関連規程等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情
報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 甲は、この協定書に基づいて取得した個人情報については、暴力団及び準暴力団
等に対する排除措置等以外の目的に使用してはならない。

(適用除外)

第10条 甲による暴力団排除措置に関し、法令の定めるもの及び国の行政機関の通
知によるものについては、第4条から第6条までの規定を通用しない。

2 この協定書は、甲と乙との間で、別に協定書又は覚書その他合意の文書がある場
合、当該協定書等に基づいた暴力団排除措置を行うことを妨げない。

(その他)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及
び丙がその都度協議するものとする。

この協定書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

なお、本協定書は、令和5年11月15日から効力を発する。

令和5年11月15日

甲 東京都知事

乙 警視総監

丙 公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター
代表理事